

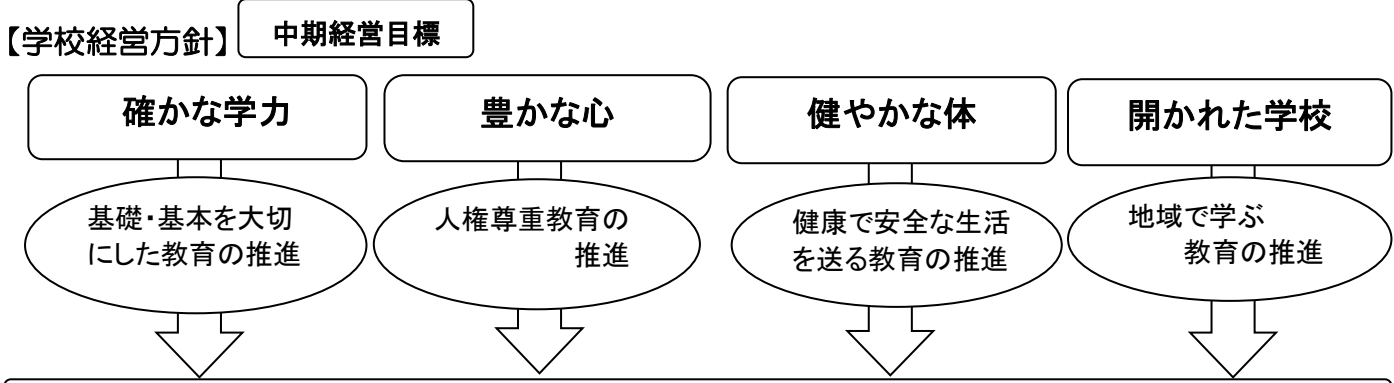
令和2年度

いじめ防止基本方針

川崎市立下河原小学校

1 令和2年度 学校経営計画

教育関係法令・学習指導要領	<p>学校教育目標 やさしく たくましく</p> <p>○よく考え進んで学ぶ子 ○素直で思いやりのある子 ○ねばり強くやりぬく子 ○明るく丈夫な子</p>	<p>思いやり たくましさをもって 何かでキラリ 下河原</p>
かわさき教育プラン 〈自主・自立 共生・協働〉		



短期経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○授業の工夫・改善 思考力・判断力・表現力 (実践力)の育成 ○授業形態の工夫 ○外国語を含めたコミュニケーション能力の向上・言語活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○望ましい人間関係の形成を 目指した教育活動の推進 ○不登校の未然防止、早期発見・解決を図る教育相談の充実 ○全校体制での特別支援教育の充実 ○道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康・安全・食育の推進 ○命を守る防災教育の充実 ○下河原小スタンダードによる基本的な学習ルールと生活ルールの確立 ○適切な運動経験の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・家庭・地域と一体化した教育活動の推進 ○地域に開かれた学校づくり ○地域の資源や人材を活用した特色ある教育活動 ○学校評価の活用
--	--	---	---

☆重点にかかる具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ☆基礎・基本の定着を図る ☆多様な子どもの学習状況に応じたきめ細やかな指導 ☆多くの教職員による指導体制づくりの推進(少人数指導・TT、交換授業、合同授業、専科、養護教諭・栄養職員の授業参加等) ☆学習活動のあゆみのわかる教室や廊下等の掲示の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ☆キャリア在り方生き方教育の推進 ・キャリアパスポートの作成と活用 ☆かわさき共生＊共育プログラムの充実 ・効果測定の実施と活用 ☆子どものよさを引き出すレインボー班活動の充実 ☆いじめは許さないという学校環境の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ☆キラキラ活動の充実と運動に親しむ態度の育成 ・運動の楽しさと集う楽しさを味わう活動の充実 ☆安全マニュアルの見直し アレルギー対応の情報共有 ☆生活目標の具体的な実践と振り返り ☆あいさつ運動の工夫 ☆下河原スタンダードの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ☆保護者・地域の方々の協力による教育活動の充実 ☆保護者がや子どもが相談しやすい環境づくり ☆学校だより・情報配信システム等による情報提供、及び学校HPの充実 ☆すこやか会議の充実 学校評価を充実させ積極的な情報発信
--	---	--	--

キャリア在り方生き方教育 ◇自分をつくる ◇みんな一緒に生きている ◇私たちのまちふるさと川崎

教育活動の課題の改善に向けて資質の向上に努める教職員

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な損害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長（ ）	、	教頭（ ）	、	教務主任（ ）		
学年主任（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
児童支援コーディネーター（ ）	、	養護教諭（ ）				
スクールソーシャルワーカー（地域見守りセンター・区教育担当）	（要請による派遣）					

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（ ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
1年・・・・・・・・（ ） 2年・・・・・・・・（ ） 3年・・・・・・・・（ ）
4年・・・・・・・・（ ） 5年・・・・・・・・（ ） 6年・・・・・・・・（ ）
- 学習室・・・・・・・・（ ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

【保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（児童支援部会・職員会・校内研究 等）
4月	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針・重点目標の確認 構成員の確認・役割分担 いじめ防止基本方針に関する研修 かわさき共生＊共育プログラムの取り組みについて 年間指導計画確認 支援を要する児童についての共通理解
5月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） 児童個人写真集作成 かわさき共生＊共育プログラム① 学校生活についてのアンケートの集約について 効果測定（1回目）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） かわさき共生＊共育プログラム② 学校生活についてのアンケート（低学年：「せんせいあのね」）① 【児童生徒指導点検強化月間】の取組→「あいさつ運動」など 効果測定（1回目）のふり返り
7月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） 学校生活についてのアンケート①を受けての対応について かわさき共生＊共育プログラム③ 教育相談週間の実施 夏休み期間中の対応確認
8月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） いじめ防止対策に関する研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） かわさき共生＊共育プログラム④ 前期の反省とまとめ、後期の具体的な取り組みの確認 効果測定（2回目）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） かわさき共生＊共育プログラム⑤ 学校評価アンケート保護者（運動会） 効果測定（2回目）ふり返り
11月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） 子どもの権利学習（学校公開週間） 学校生活についてのアンケートの集約について 携帯、スマホ教室
12月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） 教育相談週間の実施 かわさき共生＊共育プログラム⑥ 学校生活についてのアンケート（低学年：「せんせいあのね」）② 効果測定（3回目）
1月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） 効果測定（3回目）ふり返り 学校生活についてのアンケート②を受けての対応について
2月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） 今年度の反省→学校評価への反映 【学校体制振り返り月間】の取組→今年度の反省（学校評価への反映）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援情報交換会（各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） 来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・全校集会でおこなう人間関係づくりのためのレクリエーション等
(代表委員会・各委員会の企画、学級代表児童による生活目標のふりかえり)
- ・スマイル委員会児童による自主的なあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・レインボー班活動(全学年) 子ども祭り、全校遠足、6年生ありがとう集会など
- ・なかよし班活動(1・2年生) 学校探検、ズーラシア遠足、おみせやさん交流など
- ・総合的な学習の時間での「ひらまの里」(特別養護老人ホーム)訪問
- ・委員会活動(草花の栽培活動)
- ・小中連携活動(地域教育会議イベントへの参加)
- ・町内会との交流活動(古市場2丁目、上平間第2町会敬老会への参加・盆踊りでの児童出演)
- ・地域との交流活動(遊びの広場実行委員会による年4回のイベント実施)

[啓発活動]

- ・すこやか会議(学校教育推進会議) 児童、保護者、地域住民がともに「心と体の健康」を考える
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組(P T A活動)

- ・校外委員による登下校時や放課後パトロールの実施
- ・夏季休業中の夜間パトロールの実施
- ・子ども110番登録者との連携
- ・様々な教育活動への参加(交通安全教室・教科学習等)
- ・広報紙での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・「みんなの作品展」への地域作品の出展

※取り組みの内容については、今後変更される場合があります。